

岐阜県議会の活性化改革に関する 調査・検討結果とりまとめ報告書

平成21年3月26日

岐阜県議会活性化改革検討委員会

岐阜県議会の活性化改革に関する調査・検討結果 とりまとめ報告

平成19年5月8日に議長より議会活性化改革検討委員会に諮問された、県議会の政策提言・立案機能の強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上に関する課題のうち、平成19年度に継続検討とされた5課題について、今年度は平成20年7月9日に議長より再諮問を受け、調査・検討を進めてきたところである。

これら継続検討課題に対し当委員会として当面の方向性を取りまとめたので、今年度の当委員会の検討結果を報告書としてまとめ提出する。

本委員会の設置の経緯

民意結集の場である議会が、積極的に政策を執行部に提案し、政策の実現とその執行の監視を通じて県民の負託に応えるため、議会自らの政策提言・立案機能を強化するとともに、議会のチェック機能を十分に果たしていくため、議会審議の活性化に取り組むこと、さらに、議会活動を県民の皆様要充分理解いただくため議会活動の透明性向上に取り組むことが議会の重要な課題となっており、これらの課題について調査・検討を進めるため、本委員会は、議長の諮問機関として、平成19年5月8日に発足した。

また、昨年 of 地方自治法の改正により新たに設けられた、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場、いわゆる「協議等の場」にも位置づけられ、本委員会の活動は議会活動として行われている。

目 次

1 . 政策提言・立案機能強化関係

(1) 議員提案による政策条例制定に向けた仕組みの確立について 1

2 . 議会審議の活性化関係

(1) 付託議案審議の充実について 2

・委員会の同時開催の見直し

(2) 一問一答方式、対面方式での質疑の導入の可能性について 3

(3) 決算特別委員会の常設化について 4

3 . 議会活動の透明性向上関係

(1) 情報公開・議会広報のあり方について 6

< 今後の議会活性化改革検討委員会の活動について > 7

1 . 政策提言・立案機能強化関係

継続して検討することとしていた課題についての検討結果は以下のとおりである。

(1) 議員提案による政策条例制定に向けた仕組みの確立について

- ・議員有志グループ（調査研究会）等が活動しやすいよう、調査研究会等を地方自治法第100条第12項の規定に基づく「協議等の場」に位置づけてはどうかと考える。
- ・重要な政策条例については特別委員会を設置し検討してはどうかと考える。

政策条例制定に向けた活動は、あくまで会派や議員有志グループによる調査研究会等（以下「調査研究会等」という。）の自主的な活動により行われるべきであるが、その活動が円滑に行えるよう議会として支援する仕組みは十分整えられていない。また、議会として条例化を検討すべき課題や、公聴会、参考人招致等が必要となるような重要な政策条例を検討する必要があるときに、議会として能動的に対応できる仕組みも整備されていないため、併せて検討を行った。

〔新しい仕組み案〕

調査研究会等の活動を支援する仕組みとしては、平成20年6月の地方自治法の改正により新たに設けられた、「議会は、会議規則に定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に監視協議又は調整の場を設けることができる。」（地方自治法第100条第12項）といういわゆる「協議等の場」の設置規定を活用し、調査研究会等が希望する場合に「協議等の場」に位置づけ、その活動を議会活動として取り扱うことで活動しやすいようにしてはどうかと考える。

また、議会として条例化を検討すべき課題や、公聴会、参考人招致等が必要となるような重要な政策条例を検討する必要があるときは、その政策条例の策定について調査・検討を行う特別委員会を設置してはどうかと考える。

具体的には、現行の『議員提案条例制定についての申し合わせ事項』を改正し、政策条例制定に向けた調整機能を担っている会派代表者会議に、既に協議等の場に位置づけられている議員協議会の中に議長が設置することができる検討会に調査研究会等を位置づけることを議長に申し入れる権限、重要な条例と判断される場合に特別委員会を設置することを議長に申し入れる権限を与えることで対応してはどうかと考える。

2 . 議会審議の活性化関係

継続して検討することとしていた課題についての検討結果は以下のとおりである。

(1) 付託議案審議の充実について

・委員会の同時開催の見直し

・執行部から提出された付託議案については、各委員会において、提出議案に関する説明会で議案内容を理解した所属委員が責任を持って審議しており、現時点では、これまでどおり同日同時刻開催とすることとし、新たな課題等が生じた場合には、改めて検討を行うべきと考える。

本県議会では、効率的な議会運営に努める観点から、同日同時刻での委員会開催が行われている。なお、委員会開催日については、十分な審議時間を確保するため他の議会日程を入れないよう配慮し、各委員が責任を持って付託議案を審議している。

〔 現行における各議案等の把握 〕

執行部が提出する全議案については、平成18年第5回定例会から実施している「提出議案に関する説明会」において、執行部からの説明及び質疑応答を通じて、すべての議員が議案の内容把握に努めている。

請願については、委員会開催前に請願文書表が議場で配布され、それによってすべての請願について、その趣旨及び内容の把握が行われている（請願文書表により各議員の可否の判断、並びに各会派における可否の調整は可能である）。

各委員会における付託議案の審議内容については、本会議の場において各常任委員長から審議結果に加えて、主な質疑応答、請願の賛否の意見などが報告されることから、その内容は把握できる。

以上、所属委員会以外へのオブザーバー参加をしなくても、全委員会の付託議案の内容、審議の過程及び採決等の結果及びその理由などの把握は可能である。

〔 同時開催見直しに係る課題 〕

一方、委員会同時開催を見直した場合、全議員がより深く内容等の把握が可能となることは否定しないが、会期日数の延長（各委員会が終日の審議を可能とする日程とするのであれば、5日間の会期延長が必要）を要することから、効率的な議会運営の面で支障が生じる。

〔 結論 〕

現状、全議員が各議案内容の把握を可能とする機会が均等に与えられていること、また、議会運営の効率性を考えた場合、会期日数が大幅に増加することは好ましくないことから、これらを勘案した結果、現時点では、これまでどおり同日同時刻開催とすることが適当であり、今後、新たな課題等が生じるようなことがあれば、必要に応じて見直しを検討することが適当であると考えられる。

(2) 一問一答方式、対面方式での質疑の導入の可能性について

- ・ 時期を見て導入の可否を慎重に判断していくことが適当である。

「引き続き本委員会において検討を進める。」とした昨年の中間取りまとめの報告以降、新たに2県が一問一答方式（分割分答方式を含む。）による質疑を導入し13県となったところであり、まだ、少ない状況である。

分割分答方式は、質問項目を数問ごとに区分して行う一問一答方式の変形であり、この分割分答方式を含む一問一答方式には、質問と答弁の内容が分かりやすくなり、議論が深まり議会が活性化するなどの効果があることは認められるものの、質問回数や質問時間にかかる諸課題や会議時間が長引くなど、円滑な議事進行を行ううえで懸念される諸課題も多く存在していることも同時に認められたことから、導入の可能性については、さらに時間をかけ慎重に判断していく必要がある。

また、一問一答方式と併せて導入の可能性を検討してきた対面方式についても、昨年の中間とりまとめの報告以降、新たに1県が導入し7県となっただけであり、これに関しても、まだまだ、少ない状況である。

一問一答を行う上で円滑な議事進行の一助となるであろう対面方式による質疑には、議場の改修が必要となり、新たなる経費が必要となるなどの課題が存在していることから、一問一答方式と同様に、慎重に判断していく必要がある。

ついでには、一問一答方式及び対面方式の質疑の導入の可能性について、今後、議会の質問・質疑の状況も見ながら、時期を見て新たなる検討組織において導入の可否を慎重に判断していくことが適当であると考えます。

なお、委員会では

- ・ 分割分答方式を含む一問一答方式は早期に導入すべきではないか。
 - ・ 対面方式についても費用のかからない方法で早期に導入できないか。
- との意見も出された。

(3) 決算特別委員会の常設化について

- ・ 決算を対象とした特別委員会については、適切な時期に決算審査を行い、審査意見を次年度予算へ反映させる観点から、通年での常設の必要性は認められないものとする。
- ・ 決算特別委員会が設置されていない時期に予算執行等に関する審議の必要性が生じた場合、現時点では、地方自治法第100条第12項の規定に基づく「協議等の場」を活用し、必要な組織を設置することで対応が可能であると考えられる。また、必要に応じて、その後に設置される決算特別委員会に案件の引き継ぎをすること等により、継続的な審議は可能である。したがって、決算等特別委員会の新設の必要性は現時点では認められない。
なお、今後、現行の仕組みで対応が困難な課題が生じた場合には、改めて決算等特別委員会の新設について検討を行うべきとする。

〔決算特別委員会の常設化〕

議会の監視機能強化の方策の一つとして、決算特別委員会を常設化することについては、適切な時期に決算審査を行い、審査意見を次年度予算に反映させるという観点において、決算審査だけを目的とする委員会を通年で常設することの必要性は認められないとする。

なお、現行の決算特別委員会では、審査の過程において、単に対象年度の内容に係る質疑にとどまらず、これまでの事業の成果、新年度に向けた執行部の対応方針等に関する質疑も活発になされており、必要に応じて、委員長報告に事業評価的な内容、提言的な内容を盛り込むことなど、十分なチェック機能を果たしているとする。

〔予算執行段階における課題への対応〕

今回、会計検査院から不適正な会計処理について指摘がなされたが、これに関しては、決算特別委員会において執行部からの報告を受け、審議がなされたところである。仮に、決算特別委員会の設置前後に今回のような事案が発生した場合には、一義的には、地方自治法第100条第12項の規定に基づき、議会活動として位置付けられた「協議等の場」の活用し、必要な組織を設置して対応することができる。

また、必要に応じて、決算特別委員会に案件を引き継ぎこと等により、事案の継続的な審議を行うことができるものとする。

〔予算決算特別委員会の設置〕

決算特別委員会の常設化の必要性が認められないため、決算と予算を一体的に審議する予算決算特別委員会の設置について以下のとおり検討した。

・全議員が予算決算特別委員会の委員となり全議案を審議するケース

審議に要する時間を十分に確保するために相当の会期日数の延長を要するという面及び本会議において予算審議を実施することとの整合性を考慮した場合、全議員

が委員となる予算決算特別委員会の設置は現実的ではないと考える。

・全議員が予算決算特別委員会の委員となり一部議案を審議するケース

他県の議会では、予算委員会に分科会を設け審議を行っている例があるが、それによれば各常任委員会の委員が分科会の委員も兼ねて審議を行っており、通常の委員会運営と差異はなく、現状を見直す意義が認められないと考える。

・一部議員のみが予算決算特別委員会の委員となり審議するケース

審議に要する時間を十分に確保するために相当の会期日数の延長を要するという面及び当該委員以外の県議は、予算という重要な議案に対して質疑を行う機会を極端に制限されることになる（現在は、各常任委員会所管の予算について、委員会の場で質疑等を行う機会が均等に与えられている）ため、一部議員のみが予算決算特別委員会の委員となることには課題があると考ええる。

よって、本県では、現行、定例会ごとに予算議案を含めた議案に関する説明会を行い、各議員が全議案内容の把握に努め、本会議等に臨んでいることに加え、各常任委員会における予算審議については、適切に審議が行われており、現在のスタイルで支障はないものと考ええる。

以上のことから、現状においては、決算等特別委員会の新設は行わず、今後、議案説明会、常任委員会、協議等の場が運営される中で、課題が生じるようなことがあれば、改めて検討を行うことが適当であると考ええる。

3 . 議会活動の透明性向上関係

継続して検討することとしていた課題についての検討結果は以下のとおりである。

(1) 情報公開・議会広報のあり方について

- ・インターネットを活用した情報公開・議会広報は、県民に分かりやすく、開かれた議会活動の手法として有用と考えるが、危機的な財政状況を勘案し、新たに経費を要する取組については費用対効果や県民ニーズを十分踏まえた上で検討することが望ましい。
- ・効果的、効率的な情報公開・広報のあり方や手法について、随時見直しをするとともに、より開かれた議会を目指し今後も継続的に検討していくことが望ましい。

本県における情報公開・議会広報の取組として、ホームページによる議会情報の提供や本会議議事録の公開、本会議及び常任委員会のモニター視聴や「くらしと県政」への「議会だより」の掲載などを行ってきた。

一方で、全国的には、近年の通信環境等の利便性の向上などインフラの整備やインターネット利用者の増加に伴いインターネットを活用した情報公開・議会広報として、議会のインターネット中継を実施している自治体が急増している。

本県においては、議会のテレビ中継については他の自治体に先駆けて開始し、本会議（一般質問）のテレビ中継は議会の総合的な情報公開の推進に重要な役割を果たしているが、現状における課題として、テレビ中継は一般質問の限られた時間のみで実施されていること、生中継のみのため視聴時間が限定されることなどが上げられる。

インターネットを活用した議会中継については、そのメリットとして一般質問を含め全ての本会議を中継することが可能になるとともに、録画中継を配信することにより、時間的な制約を受けることなくいつでも視聴が可能になり、住民の利便性の向上と議会としての積極的な情報公開・議会広報の手法として有用なものと考えられる。

しかしながら、インターネット中継を実施するためには、既存機器を利用したとしても、映像配信のための専用サーバや通信経費、運用経費などの新たな経費が発生することになり、さらに、より見やすくするためには、インターネット中継に対応した機器等の映像システムを併せて導入するための初期経費が必要となる。

今日の県財政の危機的状況の中で、抜本的な行財政改革が求められている状況を勘案すると、これらの新たな費用発生が伴う取組の実施に当たっては、有用な手段であったとしても、費用対効果や県民ニーズを十分かつ慎重に検討した上で、導入に向けた検討をすべきと考える。

また、上記以外の情報公開・議会広報のあり方や手法について、他の自治体の事

例などを参考にしつつ、これまでの取組についてより効果的、効率的な方策について随時見直しをするとともに、より開かれた議会を目指し今後も継続的に検討していくことが望ましい。

なお、委員会では

- ・インターネットによる議会中継は、既存機器を利用して費用を抑えるなど様々な方法を検討して早期に導入すべきではないか。また、検討の際には、費用の試算を出して比較検討を行うべきではないか。

との意見も出された。

< 今後の議会活性化改革検討委員会の活動について >

議長より諮問を受けた議会活性化改革に関する課題については、昨年度の検討により、多くの課題について一定の方向性を取りまとめたところであり、継続検討とされた5課題についても委員会としての意見を取りまとめたことにより、当委員会の目的はある程度達成したといえる。

しかしながら、課題の中には当面の方向性を示すにとどまっているものもあり、また、新たな課題が生じる事も有りうる。当委員会は議長の諮問機関というだけではなく、昨年 of 地方自治法の改正により新たに設けられた、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場、いわゆる「協議等の場」としても位置づけられており、当面委員会を解散せず、議会の活性化改革のための協議・検討が必要となったときに速やかに対応することができるよう協議等の場として活用してはどうかと考える。

平成20年度岐阜県議会活性化改革検討委員会委員名簿

役 職	氏 名	所属会派	備 考
委員長	岩 井 豊太郎	自 民	
副委員長	早 川 捷 也	自 民	機能強化担当兼務
委 員	猫 田 孝	自 民	
委 員	渡 辺 信 行	自 民	
委 員	中 村 慈	自 民	審議活性化担当
委 員	安 田 謙 三	自 民	透明性向上担当
委 員	平 野 恭 弘	自 民	
委 員	岩 花 正 樹	公 明	透明性向上副担当
委 員	洞 口 博	自 民	
委 員	伊 藤 正 博	県 民	審議活性化副担当
委 員	笠 原 多見子	自 民	
委 員	林 幸 広	県 民	
委 員	大 野 泰 正	自 民	機能強化副担当
委 員	川 上 哲 也	無所属	
委 員	大須賀 志津香	共 産	